

報告第 60 号

訴訟上の和解に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記調書のとおり訴訟上の和解に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 24 日

提出者 大田区長 鈴木 晶雅

記

中小企業融資資金譲受債権に関する償還金の支払を求める訴訟上の和解に係る専決処分調書

番号	和解の目的の価額	概要
	専決処分日	
1	15 万円	<p>(1) 被告 連帯保証人兼相続人</p> <p>(2) 訴訟提起日 令和 6 年 12 月 20 日</p> <p>(3) 和解の要旨 被告は、原告に対し、滞納した中小企業融資資金に係る債務として、15 万円の支払義務があることを認める。</p>
	令和 7 年 12 月 11 日	

報告第 61 号

区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分の報告について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記の
とおり区の義務に属する損害賠償額決定に係る専決処分をしたので、同条第 2 項
の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 24 日

提出者 大田区長 鈴木晶雅

記

番号	件名	賠償金額	概要
		専決処分日	
1	庁有車による車両 損傷事故	34 万 329 円	令和 7 年 9 月 13 日午後 0 時 20 分頃、大森西二丁目複合施設の駐車場において、職員が庁有車を後退させた際、相手方車両に接触し、当該相手方車両が損傷した。 (地域未来創造部)
		令和 7 年 12 月 8 日	
2	ごみ収集作業車による車両損傷事故	14 万 7,576 円	令和 7 年 8 月 18 日午前 8 時 35 分頃、品川区旗の台六丁目 32 番先において、職員がごみ収集作業車を後退させた際、当該作業車の後部左側がごみ集積所付近に駐車していた相手方車両に接触し、当該相手方車両が損傷した。 (資源環境部)
		令和 7 年 12 月 9 日	
3	ごみ集積所の看板 交換作業中における物損事故	2 万 2,000 円	令和 7 年 9 月 2 日午前 10 時 40 分頃、東嶺町 26 番の集合住宅において、職員が相手方所有の建物の外壁に掲示されているごみ集積所の看板の交換作業をしていたところ、当該作業により外壁の塗装の一部が剥がれ、当該外壁を損傷した。 (資源環境部)
		令和 7 年 12 月 9 日	